

三重県家庭の養護推進計画

平成 27 (2015) 年 3 月

三重県

目 次

I 【総 論】

- 1 計画策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 計画の趣旨
 - (2) 計画策定の基本理念と基本的方向
 - (3) 計画期間と計画の進行管理

- 2 家庭的養護の推進に関する基本的な考え方・・・・・・・・ 2～4
 - (1) 社会的養護を必要とする児童数の見込み
 - (2) 家庭養護および施設における養護可能な児童数の見込み
 - (3) 計画期間を通じて達成すべき目標の設定
 - (4) 前期、中期、後期の各期末にめざすべき取組

II 【各 論】家庭的養護の推進等にかかる具体的な取組方策

- 1 家庭養護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5～9
 - (1) 里親等委託の推進
 - (2) 里親支援の充実
 - (3) ファミリーホームの設置促進・支援の充実

- 2 施設養護（児童養護施設・乳児院）・・・・・・・・ 10～16
 - (1) 施設整備、定員設定／ユニット数
 - (2) 職員体制、人材確保・人材育成
 - (3) 施設の高機能化、地域支援の充実

- 3 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (1) 自立支援の充実
 - (2) 子どもの権利擁護の推進

トピック：特別養子縁組を成立させるための監護期間中の
三重県職員を対象とした育児休業制度について・・・・・・・・ 18

III 【データ編】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19～21

- 1 三重県の将来人口推計
- 2 三重県の要保護児童の状況
- 3 児童相談所における虐待相談対応件数の推移
- 4 三重県内の社会的養護関係施設の状況
- 5 三重県内の里親・ファミリーホームの状況
- 6 三重県の里親等委託率の状況
- 7 三重県の登録里親の状況

I 【総論】

1 計画策定にあたって

(1) 計画の趣旨

平成 23 年 7 月、国の社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会等において「社会的養護の課題と将来像」がとりまとめられました。

その中で、社会的養護は、原則として家庭養護（里親、ファミリーホーム）を優先し、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく等の方針が示されました。また、施設に 9 割、里親に 1 割という現状を、10 数年かけて、施設の本体施設、グループホーム、里親等の割合をおおむね 3 分の 1 ずつにしていく等の目標が示されました。

これを受け、本県では平成 24 年度に「三重県社会的養護のあり方検討会」を設置して検討を行い、「家庭的養護の推進」等を基本的方向とする「三重県における社会的養護の将来像と当面の課題」をとりまとめました。また、平成 25 年度には、児童養護施設・乳児院における小規模化および地域分散化等を推進するため、各施設による「家庭的養護推進計画」の策定が行われました。

三重県家庭的養護推進計画は、これらをふまえ、本県の実情に即して計画的に家庭的養護の取組を推進するために策定するものです。

(2) 計画策定の基本理念と基本的方向

社会的養護は、保護者のない子どもや、保護者に監護させることが適当でない子どもを、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。そして、「子どもの最善の利益のために」という考え方と、「社会全体で子どもを育む」という考え方を理念とし、保護者の適切な養育を受けられない子どもが心身ともに健康に育つ基本的な権利を保障するものです。これをふまえ、この計画策定にあたっての基本理念、基本的方向を次のとおりとします。

【基本理念】

社会的養護を必要とするすべての子どもが、家庭的な養育環境の中で豊かに育ち、最善の利益が保障される三重をめざします。

【基本的方向】

基本理念に則り、「家庭的養護の推進」、「専門的支援の充実」、「自立支援の充実」、「家族支援・地域支援の充実」に向けて、計画期間（15 年間）を通じて取り組むべき家庭養護（里親・ファミリーホーム）の支援や施設（児童養護施設・乳児院）の小規模化・地域分散化などを進めるための具体的な方策を定めます。

(3) 計画期間と計画の進行管理

平成 27 年度を始期として、平成 41 年度までの 15 年間の計画期間とします。

また、計画期間を通じて達成すべき目標と取組を定めるとともに、計画期間を 5 年ごとの 3 期（前期・中期・後期）に区分し、各期における目標や取組を定め、各期末に計画の見直しを行います。

なお、毎年度、里親委託推進委員会や関係団体等との協議の場において、実施状況の確認や意見交換を行い、計画の進行管理を行います。

2 家庭的養護の推進に関する基本的な考え方

(1) 社会的養護を必要とする児童数の見込み

① 人口の状況

国立社会保障・人口問題研究所による日本の地域別将来人口推計（平成 25 年 3 月：中位推計）では、平成 27 年から平成 42 年までの間で、本県の総人口は約 171 千人（約 9.4%）減少し、19 歳以下の人口は約 76 千人（約 23.7%）減少すると推計されています。

② 要保護児童の状況

本県において、児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホームに入所（委託）している要保護児童数は、平成 19 年度以降、おおむね 500 人から 540 人の間で推移しています。

また、要保護児童における里親等委託率は、平成 19 年度の 14.9%から、微増減を繰り返しつつも、平成 25 年度には 16.5%に増加しています。

③ 児童相談所における児童虐待相談対応件数の状況

全国の児童相談所に寄せられる児童虐待相談対応件数は、毎年度増加を続け、平成 25 年度は過去最多の 73,802 件となりました。また、本県においても、過去最多を更新し、1,117 件となりました。

要保護児童数は、児童人口の減少や、今後の子育て支援策の充実など保護者のもとで子どもが成長できる環境の整備による減少が見込まれます。

一方で、子育てに関する環境整備や支援を通じた児童虐待の未然防止などによって、要保護児童数を減らしていくことが本来理想的ですが、児童虐待相談対応件数の急増等に伴い、虐待を受けた子ども等への対応として、社会的養護の質・量ともに拡充が求められています。

こうした状況の中で、近年の三重県の児童養護施設等に入所している要保護児童数は、おおむね 500 人から 540 人の間で推移しており、今後の児童人口の減少等を勘案しても、現状と同規模程度で推移することを想定した取組を進める必要があります。

(2) 家庭養護および施設における養護可能な児童数の見込み

① 家庭養護（里親・ファミリーホーム）の状況

平成 26 年 12 月 1 日現在、202 世帯の里親が登録されており、うち 68 世帯の里親に 79 人の子どもが委託されています。

ファミリーホームは 3 か所あり、8 人の子どもが委託されています。

② 施設（児童養護施設・乳児院）の状況

平成 26 年 12 月 1 日現在、三重県内には児童養護施設が 12 施設（定員総数 445 人）あり、418 人の子どもが入所しています。また、乳児院が 3 施設（定員総数 45 人）あり、35 人の子どもが入所しています。

なお、地域小規模児童養護施設は 5 か所あり、小規模グループケアは児童養護施設に 24 ユニット（うち 2 ユニットは分園型小規模グループケア）、乳児院に 2 ユニット設置されています。

今後、要保護児童の措置・委託の検討にあたっては、原則として家庭養護（里親、ファミリーホーム）を優先するとともに、里親制度の普及啓発による理解の促進や、里親の新規登録者の増加、里親研修体制や里親支援体制の充実の取組を進めます。

また、同時に、施設の改修等による本体施設のオールユニット化や、市町等と連携して、地域の理解や協力を得ながら、地域小規模児童養護施設・分園型小規模グループケアの設置を促進することにより、すべての児童養護施設・乳児院において家庭的養護の環境整備を進めます。

あわせて、職員配置基準の充実や職員確保・育成、研修の充実等による専門性の向上などの体制強化に取り組みながら、施設の小規模グループケア化・地域分散化を促進します。

これらの取組により、家庭養護や施設において養護可能な児童数が、社会的養護を必要とする児童数の見込みを十分に満たすよう設定します。

（３）計画期間を通じて達成すべき目標の設定

社会的養護を必要とするすべての子どもが家庭的な養育環境の中で豊かに育つことができる環境の整備をめざして、本体施設のオールユニット化やグループホーム、ファミリーホームの設置、里親の新規登録者の増加、里親等委託や里親支援等を推進し、この計画において平成41年度までに「施設の本体施設、グループホーム、里親等」における要保護児童の割合をおおむね3分の1ずつに変えていくことを目標とします。

○前期・中期・後期の各期末において達成すべき目標

	平成26年度 (H26.12.1時点)				平成31年度【前期】 (H32.3.31時点)				平成36年度【中期】 (H37.3.31時点)				平成41年度【後期】 (H42.3.31時点)			
	箇所数	定員	入所児童数	割合(%)	箇所数	定員	入所児童数(見込)	割合(%)	箇所数	定員	入所児童数(見込)	割合(%)	箇所数	定員	入所児童数(見込)	割合(%)
本体施設	15	446	411		15	376	326		15	323	250		15	301	194	
※本園型小規模GC	(24)	(164)	(157)	76.1	(40)	(270)	(243)	60.4	(45)	(287)	(230)	46.3	(47)	(301)	(194)	35.9
児童養護施設	12	401	376		12	331	286		12	278	210		12	256	154	
※本園型小規模GC	(22)	(154)	(149)		(36)	(250)	(223)		(36)	(242)	(190)		(38)	(256)	(154)	
乳児院	3	45	35	3	45	40	3	45	40	3	45	40	3	45	40	
※本園型小規模GC	(2)	(10)	(8)	(4)	(20)	(20)	(9)	(45)	(40)	(9)	(45)	(40)	(9)	(45)	(40)	
グループホーム	7	44	42		16	98	98		23	142	142		27	166	166	
児童養護施設				7.8				18.1				26.3				30.7
分園型小規模GC	2	14	14		7	44	44		11	70	70		12	76	76	
地域小規模児童養護施設	5	30	28		9	54	54		12	72	72		15	90	90	
里親・ファミリーホーム		220	87			276	116			333	148			392	180	
里親		202	79	16.1		240	95	21.5		285	115	27.4		320	130	33.3
ファミリーホーム	3	18	8		6	36	21		8	48	33		12	72	50	
合 計		710	540	100.0		750	540	100.0		798	540	100.0		859	540	100.0

※「里親」の定員欄は、登録者数を記載しています。また、割合(%)は、四捨五入の関係上、計は必ずしも100になりません。

(4) 前期、中期、後期の各期末にめざすべき取組

家庭養護においては、登録里親数の増加やファミリーホームの設置促進などの取組を積極的に進めていくことが必要です。

あわせて、現状においても人員配置や人材育成の面で課題を抱える施設養護においては、施設の小規模化・地域分散化を進めるために、今以上に職員の確保および専門性の向上を図ることが必要です。

また、各施設において、地域支援、自立支援や家族支援を進めるために、それぞれの施設の専門性の確保・向上や高機能化に取り組むことが必要です。

各期において、こうした取組を進めることによって、「本体施設(オールユニット化)、グループホーム(分園型小規模グループケア・地域小規模児童養護施設)、里親等(里親・ファミリーホーム)」における要保護児童の割合をおおむね3分の1ずつに変えていくことを目標とします。

① 前期末にめざすべき取組

・ 里親等委託	95 人	(現状比 29 人増)
・ 本体施設小規模グループケア	40 ユニット	(現状比 14 ユニット増)
・ 分園型小規模グループケア	7 ユニット	(現状比 5 ユニット増)
・ 地域小規模児童養護施設	9 か所	(現状比 4 か所増)

② 中期末にめざすべき取組

・ 里親等委託	148 人	(前期末比 32 人増)
・ 本体施設小規模グループケア	45 ユニット	(前期末比 5 ユニット増)
・ 分園型小規模グループケア	11 ユニット	(前期末比 4 ユニット増)
・ 地域小規模児童養護施設	12 か所	(前期末比 3 か所増)

③ 後期末にめざすべき取組

・ 里親等委託	180 人	(中期末比 32 人増)
・ 本体施設小規模グループケア	47 ユニット	(中期末比 2 ユニット増)
・ 分園型小規模グループケア	12 ユニット	(中期末比 1 ユニット増)
・ 地域小規模児童養護施設	15 か所	(中期末比 3 か所増)

Ⅱ【各 論】家庭的養護の推進等にかかる具体的な取組方策

1 家庭養護

(1) 里親等委託の推進

① 現状

要保護児童を里親に委託することによって、特定の養育者との愛着関係の下で、基本的信頼関係の獲得やそれによる自己肯定感の育成、家庭生活モデルや生活技術の習得といった効果が期待できます。社会的養護においては、里親委託を優先することが原則とされていることから、児童相談所における要保護児童の措置決定にあたっては、里親委託を優先して検討しているところです。

県内には、平成 26 年 12 月 1 日現在、202 世帯が里親として登録されており、68 世帯に 79 人の子どもが委託されています（ファミリーホームは、3 か所が運営されており、8 人の子どもが委託されています）。要保護児童に占める里親等委託率は 16.1%となっています。

(平成 26 年 12 月 1 日現在)

種別		登録数	委託中	委託中児童
里親		202 世帯	68 世帯	79 人
里 親 内 訳	養育里親	124 世帯	41 世帯	44 人
	養子縁組里親	43 世帯	3 世帯	3 人
	親族里親	19 世帯	19 世帯	26 人
	専門里親	16 世帯	5 世帯	6 人
ファミリーホーム		3 か所	3 か所	8 人
計				87 人

② 課題および基本的な考え方

- 社会的養護が必要なすべての子どもの代替的養護は家庭的養護が望ましいことから、児童相談所における要保護児童の措置決定にあたっては、里親委託を優先して検討することを徹底します。
- 里親委託の推進には、施設入所児童の里親委託が必要であり、子どもの状況に応じて積極的に取り組むとともに、施設（里親支援専門相談員）等との連携により、委託後のフォローを充実していく必要があります。
- 里親が社会的養護の担い手であることを始めとする里親制度に対する正しい理解を促すために、普及啓発を行う必要があります。
- 養育経験を持つ里親や里親支援専門相談員と連携して、里親説明会を開催し、里親制度の理解や登録の勧奨を行っていますが、里親登録者をさらに増やすことが必要不可欠です。
- 里親委託を行う場合、子どもの状況に応じて、可能な限り住み慣れた地域で養育されることが子どもにとって望ましいことから、登録里親を増やすだけでなく、地域分布も考慮し、1 中学校区 1 養育里親登録をめざして、登録里親のいない又は少ない地域において重点的に里親の新規登録者の増加に取り組む必要があります。

- 里親制度に対する誤解や先入観等から、要保護児童の保護者が施設入所には同意しても里親委託には同意しないケースがあるため、要保護児童の保護者に対して里親制度の正しい理解を促進する必要があります。

③ めざすべき 15 年後の姿

登録里親が確保されるとともに、里親や社会福祉法人によりファミリーホームが開設されています。これらにより、県内各地域において家庭養護の場が確保され、要保護児童の3分の1程度が家庭養護の環境で生活しています。

(なお、以下の表は、要保護児童数を 540 人と想定しています。)

種別	登録数(現状比)	委託中(現状比)	委託中児童(現状比)
里親合計	320 世帯(+118 世帯)	120 世帯(+52 世帯)	130 人(+51 人)
里親 内訳	養育里親	200 世帯(+ 76 世帯)	80 世帯(+39 世帯)
	養子縁組里親	70 世帯(+ 27 世帯)	5 世帯(+ 2 世帯)
	親族里親	20 世帯(+ 1 世帯)	20 世帯(+ 1 世帯)
	専門里親	30 世帯(+ 14 世帯)	15 世帯(+10 世帯)
ファミリーホーム	12 か所(+9 か所)	12 か所(+9 か所)	50 人(+42 人)
計			180 人(+93 人)

④ 各期の取組

【前期 (H27~31 年度) の取組】

- 県全体の登録里親数が少ない中、新規登録者の増加に向け、登録里親の現況調査や県民の里親に関する意識調査の実施等により、里親登録を進めるための戦略的な啓発手法等について検討し、これをふまえた普及啓発を進めます。
- 養育里親については、現在登録中の里親の多くが平成 30 年度末に 5 年間の登録更新時期を迎えるため、一定程度の登録辞退が予想されることもあり、里親支援専門相談員を中心に、各地域で小規模な里親説明会を開催するなどの取組により、養育里親の新規登録者の増加を図ります。
- 養育里親には、中期・後期に向けた専門里親やファミリーホーム養育者の育成を含め、積極的に 2 人以上の子どもの委託を検討します。
- 養子縁組里親の登録については、希望者の意向を尊重しつつ、要保護児童に対する理解を深めていただき、養育里親としての登録について積極的に働きかけます。
- 親族里親については、要件を満たしている希望者に的確に対応します。

(前期末 (H31 年度末) の姿)

種別	登録数(現状比)	委託中(現状比)	委託中児童(現状比)
里親合計	240 世帯(+38 世帯)	85 世帯(+17 世帯)	95 人(+16 人)
里親 内訳	養育里親	150 世帯(+26 世帯)	50 世帯(+ 9 世帯)
	養子縁組里親	50 世帯(+ 7 世帯)	5 世帯(+ 2 世帯)
	親族里親	20 世帯(+ 1 世帯)	20 世帯(+ 1 世帯)
	専門里親	20 世帯(+ 4 世帯)	10 世帯(+ 5 世帯)
ファミリーホーム	6 か所(+ 3 か所)	6 か所(+ 3 か所)	21 人(+13 人)
計			116 人(+29 人)

【中期（H32～36年度）の取組】

- 養育里親については、引き続き新規登録者の増加に注力します。
- 養育里親には、後期に向けた専門里親やファミリーホーム養育者の育成を含め、積極的に2人以上の子どもの委託を検討します。
- 専門里親、ファミリーホーム養育者の要件を満たした養育里親については、専門里親研修の受講やファミリーホームへの移行を働きかけます。
- 養子縁組里親および親族里親については、前期と同様に取り組みます。

（中期末（H36年度末）の姿）

種別		登録数（前期末比）	委託中（前期末比）	委託中児童（前期末比）
里親合計		285 世帯(+45 世帯)	105 世帯(+20 世帯)	115 人(+20 人)
里 親 内 訳	養育里親	180 世帯(+30 世帯)	65 世帯(+15 世帯)	75 人(+15 人)
	養子縁組里親	60 世帯(+10 世帯)	5 世帯(±0 世帯)	5 人(±0 人)
	親族里親	20 世帯(±0 世帯)	20 世帯(±0 世帯)	20 人(±0 人)
	専門里親	25 世帯(+ 5 世帯)	15 世帯(+ 5 世帯)	15 人(+ 5 人)
ファミリーホーム		8 か所(+ 2 か所)	8 か所(+ 2 か所)	33 人(+12 人)
計				148 人(+32 人)

【後期（H37～41年度）の取組】

- 養育里親については、引き続き新規登録者の増加に注力します。
- 2人目以降の委託児童の養育が進み、専門里親やファミリーホーム養育者の要件を満たした養育里親が増加することを前提として、これらの養育里親に可能な限り専門里親やファミリーホームへの移行を働きかけます。
- 養子縁組里親および親族里親については、前期・中期と同様に取り組みます。

（後期末（H41年度末）の姿）

種別		登録数（中期末比）	委託中（中期末比）	委託中児童（中期末比）
里親合計		320 世帯(+35 世帯)	120 世帯(+15 世帯)	130 人(+15 人)
里 親 内 訳	養育里親	200 世帯(+20 世帯)	80 世帯(+15 世帯)	90 人(+15 人)
	養子縁組里親	70 世帯(+10 世帯)	5 世帯(±0 世帯)	5 人(±0 人)
	親族里親	20 世帯(±0 世帯)	20 世帯(±0 世帯)	20 人(±0 人)
	専門里親	30 世帯(+ 5 世帯)	15 世帯(±0 世帯)	15 人(±0 人)
ファミリーホーム		12 か所(+ 4 か所)	12 か所(+ 4 か所)	50 人(+17 人)
計				180 人(+32 人)

(2) 里親支援の充実

① 現状

- 児童福祉法施行規則に定められた養育里親研修を実施しています。
 - ・新規希望者：講義およびグループ討議、施設見学、実習（計5日間）
 - ・更新希望者：講義（1日）
- 養子縁組里親の希望者については、研修の受講義務はありませんが、養育里親研修の受講を推奨しています。
- 登録中の里親を対象としたスキルアップ研修を実施しています。
- 里親支援専門相談員による家庭訪問および養育相談を実施しています。
- 里親養育相互援助事業（里親サロン）を実施しています。

② 課題および基本的な考え方

- 子どもを受託中の里親は悩みを抱え込んで孤立する危険性があるため、里親委託ガイドラインに沿って、児童相談所職員や里親支援専門相談員等による定期的な家庭訪問等を行い、里親・子どもの状況に留意して支援ニーズの把握を行うとともに、市町やNPO等との連携による地域の子育て支援策の積極的な活用などにより、十分なサポートを行っていく必要があります。
- こうしたサポートにはマンパワーが不可欠で、児童相談所の里親専任担当者および施設の里親支援専門相談員に十分な人員を配置するとともに、施設によるサポート活動を支援する必要があります。
- 法定の研修を受講しても、里親の多くは要保護児童の養育に対する専門的知識やノウハウを持っていないことから、未委託里親向けの養育研修や、委託児童の入進学などのライフイベントに合わせた養育研修など、ニーズに対応した研修を検討・実施していく必要があります。
- 里親サロンについては、里親同士の交流のみならず、より多くの里親が積極的に参加して、落ち着いた雰囲気の中で課題や悩みを共有しあえる場としての重要な役割があることから、運営方法を工夫・改善しながら、継続的に実施していく必要があります。

③ めざすべき15年後の姿

- 里親委託を行う場合、児童相談所長は子どもの状況に応じて、複数の登録里親の中から最適な里親を選定することができ、子どもは可能な限り住み慣れた地域で生活が送れるようになっています。
- 里親と児童相談所、施設（里親支援専門相談員）が連携して、子どもの養育にチームで取り組み、子どもに安定した家庭環境を提供しています。
- 養育にあたる里親は、必要に応じて里親支援専門相談員をはじめとする専門職員のアドバイスを受け、子どもの成長とともに自身の養育スキルを向上させています。

(3) ファミリーホームの設置促進・支援の充実

① 現状

- ファミリーホームは一定の養育経験等を有する養育者の住居において家庭養護を行う形態で、里親に委託できる児童数は4人が上限であるのに対し、ファミリーホームに委託できる児童数の上限は5～6人であり、里親を少し大きくしたイメージです。
- 県内のファミリーホームは、すべて伊賀児童相談所管内（伊賀市1か所、名張市2か所）にあり、うち2か所は里親が、1か所は社会福祉法人が運営しています。
- ファミリーホームの開設には2人以上の養育者と1人以上の補助者が必要です。（子どもの養育にふさわしい家庭的環境が確保される場合には、1人の養育者と2人以上の補助者とすることも可能。）里親家庭がファミリーホームを開設する場合、新たに1人以上の補助者を確保する必要があります。
- ファミリーホームの養育者は、児童福祉法第34条の20に規定する欠格事由（※1）に該当しないことのほか、次のいずれかの要件を満たす必要があるため、養育者の候補となる里親は少ない状況です。
 - (1) 養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童の養育経験
 - (2) 養育里親として5年以上登録し、かつ通算5人以上の委託児童の養育経験
 - (3) 児童養護施設等において子どもの養育に3年以上の従事経験
 - (4) 上記(1)～(3)に準じる者として、知事が適当と認めた者

（※1：児童福祉法第34条の20に規定する欠格事由）

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 児童福祉法、児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律、その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

② 課題および基本的な考え方

- ファミリーホームでは、一定の養育経験等を有し、リスクを抱えた要保護児童に対する手厚いケアが期待できることから、養育経験が豊富な里親や施設に対する開設の働きかけなどにより、ファミリーホームの設置を促進します。
- ファミリーホームについても、養育者研修の充実や相互交流の促進など、里親と同様の支援を行います。
- 措置費制度において、ファミリーホームの運営費は、委託児童数に応じた現員払によって算定されるため、児童数によって措置費収入が変動します。このことから、ファミリーホームの安定運営に向けた支援策について検討を進め、ファミリーホームの設置を促進します。

③ めざすべき15年後の姿

県内各地にファミリーホーム（12か所）が開設されており、より専門的ケアを必要とする子どもを中心に、豊富な養育経験のある養育者および補助者によって、安定した養育環境が提供されています。

2 施設養護（児童養護施設・乳児院）

（1）施設整備、定員設定／ユニット数

① 現状と課題

【児童養護施設】

児童養護施設は、保護者のいない子どもや保護者に監護させることが適当でない子どもに対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、子どもの心身の健やかな成長とその自立を支援する機能を持っています。

県内には児童養護施設が12施設あり、平成26年12月1日現在で、定員総数445人に対して、418人の子どもが生活しています。

県内の児童養護施設12施設の配置状況を児童相談所管内別で見ると、北勢児童相談所管内に3施設、中勢児童相談所管内に6施設、南勢志摩児童相談所管内に2施設、伊賀児童相談所管内に1施設あり、紀州児童相談所管内には児童養護施設がない状況です。

県内の児童養護施設の本体施設の定員規模は、定員30人の施設が9施設、定員40人の施設が1施設、定員50人以上の施設が2施設となっています。また、地域小規模児童養護施設は5施設、小規模グループケアは本体施設8施設に22ユニット、分園型小規模グループケアは2ユニットが設置されています。

○ 児童養護施設：12施設（定員総数445人）

- ・ 本体施設：（定員247人）
- ・ 本体施設内小規模グループケア：22ユニット（定員154人）
- ・ 分園型小規模グループケア：2ユニット（定員14人）
- ・ 地域小規模児童養護施設：5か所（定員30人）

【乳児院】

乳児院は、言葉で意思表示できず、一人では生きていくこと、生活することができない乳幼児の生命を守りつつ養育し、乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児・障がい児などに対応できる専門的養育機能を持っています。

県内には乳児院が3施設あり、平成26年12月1日現在で、定員総数45人に対して、35人の乳幼児が生活しています。

県内の乳児院は、約45%の人口が集中している北勢地域に1施設（定員25人）と、地理的に県の中心部に位置する中勢地域に2施設（定員10人×2施設）あり、うち1施設に小規模グループケアが2ユニット設置されています。

○ 乳児院：3施設（定員総数45人）

- ・ 本体施設：（定員35人）
- ・ 本体施設内小規模グループケア：2ユニット（定員10人）

② 基本的な考え方

- 児童養護施設の本体施設の小規模化（定員45人以下）を促進します。
- すべての児童養護施設・乳児院の本体施設のオールユニット化を促進します。
- 分園型小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の設置を促進します。

- 各期における施設整備を着実に進め、施設の小規模化・地域分散化を支援します。
- 分園型小規模グループケアや地域小規模児童養護施設について、建物を賃借して運営する場合には、児童入所施設措置費における賃借費加算の活用により支援します。

③ めざすべき15年後の姿

本体施設においては、専門的ケアの向上が図られるとともに、施設の地域分散化によって、県内各地で施設による子育て支援が行われています。

オールユニット化された本体施設、グループホームにおいて、それぞれ3分の1程度の要保護児童が家庭的養護の環境の中で生活しています。

○ 児童養護施設：12施設（定員総数422人）

- ・ 本体施設内小規模グループケア：38ユニット（定員256人）
- ・ グループホーム：（定員166人）
（分園型小規模グループケア：12ユニット（定員76人）
（地域小規模児童養護施設：15か所（定員90人））

○ 乳児院：3施設（定員総数45人）

- ・ 本体施設内小規模グループケア：9ユニット（定員45人）

④ 各期の取組（今後の施設整備計画）

児童養護施設においては、本体施設の小規模化や小規模グループケア化に向けた取組が進められていますが、分園型小規模グループケアや地域小規模児童養護施設のさらなる設置による地域分散化を積極的に進める必要があります。

また、乳児院においては、養育単位の小規模化により、落ち着いた雰囲気安定した生活リズムと営みによって養育担当者との個別的で深い継続的な愛着関係が築かれ、乳児期初期からの非言語的コミュニケーションにより、情緒、社会性、言語をはじめ、全面的な発達を支援できることから、小規模グループケア化を進める必要があります。

今後の児童養護施設・乳児院の施設整備については、地域の受け皿となる里親やファミリーホームの確保などの状況をふまえて行う必要があり、必要な人材確保・育成とともに計画的に推進します。

【前期（H27～31年度）の取組】

○ 施設整備等の内容

- ・ 本体施設改修等：児童養護施設3施設、乳児院1施設
- ・ 分園型小規模グループケア設置：5ユニット
- ・ 地域小規模児童養護施設設置：新設4か所、移設3か所

（前期末（H31年度末）の姿）

○ 児童養護施設：12施設（定員総数429人）

- ・ 本体施設：（定員81人）
- ・ 本体施設内小規模グループケア：36ユニット（定員250人）

- ・ 分園型小規模グループケア : 7ユニット (定員 44人)
- ・ 地域小規模児童養護施設 : 9か所 (定員 54人)
- 乳児院 : 3施設 (定員総数 45人)
 - ・ 本体施設 : (定員 25人)
 - ・ 本体施設内小規模グループケア : 4ユニット (定員 20人)

【中期 (H32~36年度) の取組】

○ 施設整備等の内容

- ・ 本体施設改修等 : 児童養護施設 4施設、乳児院 1施設
- ・ 分園型小規模グループケア設置 : 4ユニット
- ・ 地域小規模児童養護施設設置 : 新設 3か所

(中期末 (H36年度末) の姿)

○ 児童養護施設 : 12施設 (定員総数 420人)

- ・ 本体施設 : (定員 36人)
- ・ 本体施設内小規模グループケア : 36ユニット (定員 242人)
- ・ 分園型小規模グループケア : 11ユニット (定員 70人)
- ・ 地域小規模児童養護施設 : 12か所 (定員 72人)

○ 乳児院 : 3施設 (定員総数 45人)

- ・ 本体施設 : オールユニット化完了
- ・ 本体施設内小規模グループケア : 9ユニット (定員 45人)

【後期 (H37~41年度) の取組】

○ 施設整備等の内容

- ・ 本体施設改修等 : 児童養護施設 5施設
- ・ 分園型小規模グループケア設置 : 2ユニット
分園型小規模グループケアから地域小規模児童養護施設に移行 1か所
- ・ 地域小規模児童養護施設設置 : 新設 2か所

(後期末 (H41年度末) の姿)

○ 児童養護施設 : 12施設 (定員総数 422人)

- ・ 本体施設 : オールユニット化完了
- ・ 本体施設内小規模グループケア : 38ユニット (定員 256人)
- ・ 分園型小規模グループケア : 12ユニット (定員 76人)
- ・ 地域小規模児童養護施設 : 15か所 (定員 90人)

○ 乳児院 : 3施設 (定員総数 45人)

- ・ 本体施設内小規模グループケア : 9ユニット (定員 45人)

(2) 職員体制、人材確保・人材育成

① 現状

○ 児童養護施設の職員配置基準

職 種 別	職 員 の 定 数
施設長	1 人
児童指導員 保育士	定員 4 人につき 1 人（平成 26 年度は定員 5.5 人につき 1 人） 定員 45 人以下の施設は 1 人加算
個別対応職員	1 人
家庭支援専門相談員	1 人
栄養士	1 人（定員 41 人以上の場合に限る）
事務員	1 人
調理員等	4 人（定員 90 人未満の場合）
嘱託医	1 人

○ 児童養護施設の加算職員一覧

加 算 種 別	加 算 職 員 数 等
乳児加算	0 歳児 1.3 人につき看護師 1 人 （平成 26 年度は 1.6 人につき看護師 1 人）
1 歳児加算	1 歳児 1.3 人につき児童指導員又は保育士 1 人 （平成 26 年度は 1.6 人につき児童指導員又は保育士 1 人）
2 歳児加算	2 歳児 2 人につき児童指導員又は保育士 1 人
年少児加算	3 歳以上の就学前児童 3 人につき児童指導員又は保育士 1 人 （平成 26 年度は 4 人につき児童指導員又は保育士 1 人）
里親支援専門相談員加算	1 人
心理療法担当職員加算	1 人（要心理療法児童 10 人以上の場合に限る）
職業指導員加算	1 人（実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る）
看護師加算	看護師 1 人
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士 1 人 管理宿直等職員 1 人（非常勤）
指導員特別加算	児童指導員（非常勤）1 人（定員 35 人以下の場合に限る）
特別指導費加算	指導員（非常勤）1 人
学習指導費加算	指導員（非常勤）
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士（非常勤）1 人

○ 乳児院の職員配置基準（乳幼児 10 人未満を入所させる乳児院を除く）

職 種 別	職 員 の 定 数
施設長	1 人
嘱託医	1 人
看護師 保育士 児童指導員	2 歳未満児(定員から 2 歳児及び 3 歳以上児の現員を差し引いたもの) 1.3 人につき 1 人（平成 26 年度は 1.6 人につき 1 人） 2 歳児の現員 2 人につき 1 人 3 歳以上児の現員 3 人につき 1 人（平成 26 年度は 4 人につき 1 人） 看護師（定員 10 人の場合は 2 人以上、10 人を超える場合は 10 人増 すごとに 1 人以上。その他は保育士又は児童指導員） 定員 20 人以下の施設は保育士 1 人加算
個別対応職員	1 人
家庭支援専門相談員	1 人
栄養士	1 人
事務員	1 人
調理員等	4 人（定員 30 人未満の場合）

○ 乳児院の加算職員一覧（乳幼児 10 人未満を入所させる乳児院を除く）

加 算 種 別	加 算 職 員 数 等
里親支援専門相談員加算	1 人
心理療法担当職員加算	1 人（要心理療法児童等 10 人以上の場合に限る）
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士 1 人 管理宿直等職員 1 人（非常勤）
指導員特別加算	児童指導員（非常勤）1 人（定員 35 人以下の場合に限る）
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士（非常勤）1 人

② 課題および基本的な考え方

○ 職員配置基準の引き上げ

- ・ 国では、平成 27 年度から職員配置基準を、児童養護施設においては 4 : 1 等へ、乳児院においては 1.3 : 1 等へ引き上げることとしているほか、今後、心理療法担当職員の必置化や児童養護施設において子どもの自立を支援する職員加算の創設等が検討されています。

○ 養育の機能を確保するための職員体制の充実

- ・ 国の試算では、個別対応職員や指導員特別加算、調理員等の職員による各ユニットへの応援体制や管理宿直等職員の配置により、1 ユニットあたり 3 人程度の職員配置が可能とされています。
- ・ 一方で、前述の国の職員配置基準の引き上げ後も、職員の休暇や勤務ローテーション、緊急時の対応や家庭訪問、退所児童のフォロー、専門性向上のための外部研修の受講なども考慮すると、経験の浅い職員が 1 人で対応せざるを得ない時間帯が日常的に生じるなど、個別的な関わりを必要とする子どもへの対応等に関して、1 ユニットあたり 3 人程度の職員配置では必ずしも十分とは言えない状況にあり、職員体制の充実が必要な状況にあります。
- ・ 県として、地域小規模児童養護施設や乳児院のユニットの運営体制を充実するとともに、引き続き、子どもの養育機能の確保に向けた検討を行います。

○ 専門性の向上、研修体制の充実

- ・ 小規模グループケア化を進めるうえでは、子どもへのより専門的・個別的な対応や保護者や地域への支援が求められるため、職員一人ひとりの力量の向上が重要です。このため、職種別研修や経験年数別研修、各ユニット担当職員向け研修の実施などにより、施設職員の専門性や養育支援技術向上のための取組を進めます。
- ・ また、基幹的職員研修の定期的な実施により各施設に基幹的職員の配置を進め、施設におけるスーパーバイズ機能を充実させるとともに、各ユニットの運営体制の強化などの検討を進めることにより、施設における組織的な運営体制の確立や OJT 機能の充実を図ります。

(3) 施設の高機能化、地域支援の充実

① 現状と課題

- 被虐待児童や何らかの障がいのある子どもの増加、非行傾向等の問題行動がある子どもへの対応など、施設内処遇の困難さが高まっている状況にあります。
- 本体施設においては、より専門的ケアを必要とする子どもへの対応として、心理的ケアなどの高機能化が必要です。
- 地域支援の拠点となるセンター施設として、施設が担当する地域を明確にしつつ、専門的ケアのノウハウを生かして、地域や家庭からの相談対応や里親支援、施設退所児童のアフターケアなどの地域支援を行う体制の充実が必要です。

② 基本的な考え方

- 各施設への心理療法担当職員や里親支援専門相談員、自立支援担当職員などの専門的な職員の配置など、本体施設における専門的ケア機能の強化や養育支援技術を向上させるための取組を進めます。
- 家庭養護においても、専門的ケアが必要な子どもや新生児などのリスクを抱えた子ども等について十分対応していけるよう、各施設の専門的ケア機能の活用などにより、家庭養護における養育・援助技術の向上を支援する体制の充実を図ります。
- 国において、施設への標準装備化が検討されている児童家庭支援センターについて、各施設と調整を図りながら、まずは県内児童相談所単位での設置を進めます。児童家庭支援センターは、児童相談所や市町と連携して、地域の子どもにかかる家庭からの相談に応じるなど、地域の子どもおよびその家庭に対し、その専門性を生かした支援に努めます。
- 施設から家庭復帰する子どものすべてのケースについて、当該市町要保護児童対策地域協議会において情報共有を図り、市町や施設退所児童のアフターケア機能などとの連携によりフォローを行います。
- 施設退所後も、子どもが支援を受けながら自立していけるよう、自立援助ホームの活用を進めます。また、親子再統合の過程において、必要に応じて母子生活支援施設における母子への支援機能などの活用を図ります。
- 地域の状況をふまえ、各施設の専門的ケア機能を活用した子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の実施について、市町への働きかけを行います。

3 その他

(1) 自立支援の充実

① 現状と課題

要保護児童は、児童養護施設を退所しても基本的な生活管理、金銭管理、健康管理等の生活スキルの知識や経験の不足、対人関係能力の未熟さなどから、自立生活に必要なとされる力が身につけていない状況が見受けられます。このため、要保護児童が可能な限り社会生活へのスタートを公平に切れるよう自立支援の充実が必要です。

県では、それらの背景の一つである基本的な学習習慣や学力の不足を補い、社会性を獲得することを目的として、施設に入所している小学生に対する学習支援を行っています。

② 基本的な考え方

児童養護施設において、より家庭生活に近い形での家庭的ケアを推進することで、子どもが生活スキルを獲得し自立する力を養います。

また、生活が不安定な子どもなどに対しては、措置延長の活用による支援を継続するとともに、自立援助ホームの活用を図り、生活指導や職業指導等、子どもの社会的自立を支援します。

さらに、基礎学力や学習習慣、社会性の獲得を目的に、要保護児童に対する学習支援を行い、子どもの自立を支援します。

(2) 子どもの権利擁護の推進

① 現状と課題

県では、子どもの権利擁護のため、平成20年度に改訂した「子どもの権利ノート(※1)」を児童養護施設に入所する子どもに配付し、内容を説明するとともに、児童養護施設向けに開発された権利擁護プログラム「CAPプログラム(※2)」を実施しています。

また、ケアの質の向上を図るため、県では、施設の特徴を生かした施設ごとの運営指針や里親養育指針に沿った取組を促進するとともに、各施設では、3年に1度の実施が義務化された第三者評価の受審とその評価をふまえた改善が求められています。

さらに、県では、被措置児童等虐待の禁止について施設への周知徹底や、入所児童や関係機関等への周知等、発生の予防にも取り組んでいます。

(※1：子どもの権利ノート)

プライバシーの尊重や意見表明、困ったときの相談先など、施設で生活する上で保障されている権利についてまとめた冊子。子どもが自分の権利について知ることができるよう、施設入所時に子どもに手渡しています。

(※2：CAPプログラム)

子どもへの暴力防止(Child Assault Prevention)プログラム。子どもが生きていくために必要な権利について学び、その権利を奪おうとするさまざまな暴力から自分を守るための方法を考える人権教育プログラム。

② 基本的な考え方

- ・ 引き続き、子どもの権利ノートを活用し、要保護児童への説明を行うことにより、子どもの権利擁護を推進します。
- ・ 児童養護施設等の第三者評価の着実な受審と自己改善を促進します。
- ・ 被措置児童等虐待については、引き続きその発生予防に取り組めます。

トピック

特別養子縁組を成立させるための監護期間中の 三重県職員を対象とした育児休業制度について

特別養子縁組は、民法第 817 条の 2 に定められた、子どもの福祉のための制度です。

特別養子縁組を成立させるには家庭裁判所の審判が必要で、養子となる子どもは原則として 6 歳未満（家庭裁判所への申立て時点）であること、養親となる者は 20 歳以上の夫婦であってどちらか一方は 25 歳以上であること、特別養子縁組が成立すると実親との法律上の親子関係が終了し、養親の戸籍に実子と同様に「長男」や「長女」などと記載されること、原則離縁ができないことなどの条件があります。

特別養子縁組によって養親となることを希望する場合、審判が決定されるまでの間に、養子となる子どもを 6 か月以上監護する必要がありますが、地方公務員については、この期間中は、法律上の親子関係がないため、「地方公務員の育児休業等に関する法律」における育児休業の対象とされていません。

このような現状や社会的養護推進の観点もふまえ、三重県では平成 27 年 2 月 1 日から、県職員が特別養子縁組を成立させるために、養子となる子どもを養育する場合の監護期間において、育児休業に相当する制度を導入しました。このような制度の導入は都道府県では全国初となります。

家庭的環境で育つ子どもが一人でも増えてほしい。そのためには、共働き家庭でも特別養子縁組を可能にしなければ。実の子でないからこそ、家族としての愛着形成のための期間をしっかりと作って、自信を持って歩んでいけるようにしてほしい。県内の子どもだけでなく、日本中の子どもの養育環境の選択肢が広がってほしい。

この制度は、知事のそうした強い思いから実現しました。

Ⅲ【データ編】

1 三重県の将来人口推計

(出生中位・死亡中位仮定)

総計	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年
総数(人)	1,854,724	1,821,273	1,773,233	1,714,523	1,649,474
前5年ごとの推移		△33,451	△48,040	△58,710	△65,049
		△1.8%	△2.6%	△3.3%	△3.8%
H27からの累計推移			△48,040	△106,750	△171,799
			△2.6%	△5.9%	△9.4%

0～19歳計	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年
0～19歳(人)	342,120	323,010	296,574	269,595	246,617
前5年ごとの推移		△19,110	△26,436	△26,979	△22,978
		△5.6%	△8.2%	△9.1%	△8.5%
H27からの累計推移			△26,436	△53,415	△76,393
			△8.2%	△16.5%	△23.7%

【出典：国立社会保障・人口問題研究所 / 日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)】

2 三重県の要保護児童の状況

(単位：人)

種別	年度						
	H19 (H20.1.1)	H20 (H21.1.1)	H21 (H22.1.1)	H22 (H23.1.1)	H23 (H24.1.1)	H24 (H25.1.1)	H25 (H26.1.1)
児童養護施設	426	394	409	415	425	408	422
乳児院	33	34	30	35	33	35	31
里親	75	71	76	73	72	87	86
ファミリーホーム	—	—	—	—	9	8	5
合計	534	499	515	523	539	538	544

【出典：三重県子育て支援課調べ】

3 児童相談所における虐待相談対応件数の推移

(単位：件数)

年 度	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
三重県	527	395	541	858	930	1,022	1,117
全 国	40,639	42,664	44,211	56,384	59,919	66,701	73,802

【出典：三重県子育て支援課調べ】

4 三重県内の社会的養護関係施設の状況

(平成 26 年 12 月 1 日現在)

施設種別	児童養護施設	乳 児 院	情緒障害児 短期治療施設	
対象児童	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童（特に必要な場合は、乳児を含む）	乳児（特に必要な場合は、幼児を含む）	軽度の情緒障害を有する児童	
施 設 数	12 箇所	3 箇所	1 箇所	
定 員	445 人	45 人	(入所) 40 人	(通所) 10 人
現 員	418 人	35 人	32 人	2 人

施設種別	母子生活支援施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム (児童自立生活援助事業)
対象児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施 設 数	5 箇所	1 箇所	2 箇所
定 員	90 世帯	60 人	12 人
現 員	73 世帯	27 人	10 人
	母 73 人 子 129 人		

5 三重県内の里親・ファミリーホームの状況

(平成 26 年 12 月 1 日現在)

種別	養育里親	専門里親	養子縁組 里親	親族里親	ファミリーホーム (小規模住居型 児童養育事業)
対象児童	要保護児童	特に支援が必要な 要保護児童	要保護児童	親族に扶養義務が ある要保護児童	要保護児童
登録里親数	1 2 4 世帯	1 6 世帯	4 3 世帯	1 9 世帯	3 か所
委託里親数	4 1 世帯	5 世帯	3 世帯	1 9 世帯	
委託児童数	4 4 人	6 人	3 人	2 6 人	8 人

6 三重県の里親等委託率の状況

(各年度末現在)

種別	年度						
	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
里親等委託率	14.9%	16.0%	15.3%	13.8%	16.5%	17.2%	16.5%

【出典：三重県子育て支援課調べ】

7 三重県の登録里親の状況

(単位：世帯)

種別	年度				
	H 2 1 (H22. 3. 31)	H 2 2 (H23. 3. 31)	H 2 3 (H24. 3. 31)	H 2 4 (H25. 3. 31)	H 2 5 (H26. 3. 31)
養育里親	1 1 0	1 1 4	1 2 5	1 3 0	1 1 6
専門里親	1 3	1 5	1 5	1 5	1 6
養子縁組里親	1 6	2 1	2 5	2 9	3 9
親族里親	2 0	1 8	1 9	2 2	1 8
合 計	1 5 9	1 6 8	1 8 4	1 9 6	1 8 9

【出典：三重県子育て支援課調べ】